

郡山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

令和2年7月1日制定
令和2年12月17日一部改正
令和3年4月26日一部改正
令和3年5月28日一部改正
令和4年5月23日一部改正
令和5年4月14日一部改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、食費等の物価高騰の影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者 別記に掲げる者（給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。）をいう。
- (2) 児童扶養手当受給者 別記第1に掲げる者
- (3) 公的年金給付等受給者 別記第2に掲げる者
- (4) 家計急変者 別記第3に掲げる者
- (5) 監護等児童 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第4条に定める要件に該当する児童

（給付金の支給等）

第3条 市長が支給対象者に対して支給する給付金の金額は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

（児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の通知等）

第4条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給を通知するものとする。

2 児童扶養手当受給者は、前項の規定による通知を受けたときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親

世帯分) 受領拒否の申出書(第1号様式)により給付金の受給の拒否を市長に届け出ることができる。

3 市長は、市長が定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給するものとする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式)

第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合は第2号に掲げる支給方式により、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合は第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) 児童扶養手当口座振込方式 令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書(第2号様式)を市長に提出し、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請及び支給の方式)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)(第3号様式。以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、申請者に必要に応じ、戸籍謄本並びに簡易な収入額の申立書(第4号様式)、簡易な所得額の申

立書（第5号様式）、簡易な収入見込額の申立書（第6号様式）又は簡易な所得見込額の申立書（第7号様式）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条第3号の公的年金給付等受給者又は同条第4号の家計急変者の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により給付金を支給するものとする。

（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市長が把握する令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続きを行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等により令和6年3月31日までに完了できない場合は、給付金の支給は行わない。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金の支給を受ける権利は、他人に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 児童扶養手当法による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の受給者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）で、次に掲げるものとする。

(1) 市から令和5年3月分の児童扶養手当が支給される者

(2) 国から令和5年3月分の児童扶養手当が支給される者のうち市内に住所を有するもの

第2 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされているもの（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定されるものであって、次の表の左欄に掲げるものごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該者（法第4条第1項第1号口又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口又は二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下

法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者
--

「令」という。)で定める児童の養育者を除く。)	が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。)
(2) 当該者 ((1)に規定する養育者に限る。)	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満 (収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。)
(3) 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の扶養義務者 (民法 (明治29年法律第89号) 第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下「扶養義務者」という。) で当該者と生計を同じくするもの若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持するもの	法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満 (収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。)

第3 申請時点において、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者 (第2に規定する者を除く。) 又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、第2の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他第1又は第2に規定する者と同様の事情にあると認められるもの

第4 第2に規定する公的年金給付等受給者又は第3に規定する家計急変者に該当する者であっても、令和5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給要領」に基づき支給される給付金 (以下「その他の子育て世帯給付金」という。) の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

第5 第1から第3までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者 (法第13条の	左欄に掲げる者の監護等児童であつた者
--------------------------------	--------------------

<p>2支給停止者に限る。)であって、令和5年3月1日以後に死亡したもの(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)</p>	
<p>公的年金給付等受給者(法第13条の2支給停止者を除く。)であって、令和4年度予備費閣議決定日(令和5年3月28日)以後に死亡したもの(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
<p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>